

令和 7 年 5 月 19 日現在

機関番号：12605

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2020～2024

課題番号：20K06275

研究課題名（和文）域外法人による持続可能な農業参入のあり方－農地所有権取得の自由化を見据えて

研究課題名（英文）Research on sustainable agricultural entry by corporations from outside the region

研究代表者

榎本 弘行（ENOMOTO, Hiroyuki）

東京農工大学・（連合）農学研究科（研究院）・准教授

研究者番号：30453369

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、一般法人による農地所有権取得に関して、参入法人の視点から、寄せられる期待および懸念、農地貸借によって参入している一般法人の農地所有権取得への意向を明らかにした。期待される点としては、長期的な計画に基づく農業経営およびより幅の広い作物選択が可能になること等、懸念される点としては、購入や資産保有による費用の発生、農業経営からの撤退や規模縮小を図りにくくなること等多数が明らかになった。一般法人による農地所有権取得について、肯定的な意見を有する法人は半数を超えていること、所有権取得の意向を有する法人は中山間地域の中規模の法人に多かったこと等多数が明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

一般法人の農業参入は急速に進み、2009年には「解除条件付き農地貸借」が全国で自由化され、2016年には、国家戦略特区制度によって兵庫県養父市において、一般法人の農地所有権取得の道が開かれ、2023年9月には、養父市以外の自治体も、自身の発意によって同事業を活用することが可能となった。このような急速に進む一般法人の農地所有権取得の自由化に関して、その期待される効果や懸念点を速やかに検証する必要がある。しかし、一般法人による農地所有権取得を想定し、これらを明らかにした研究はみられない。本研究は一般法人による農地所有権取得に関する今後の農地政策にとっての確実な一助となるものである。

研究成果の概要（英文）： This study clarified 1) expectations and concerns regarding the acquisition of farmland ownership by general corporations, and 2) intentions regarding the acquisition of farmland ownership by general corporations.

It became clear that the expected benefits include the possibility of agricultural management based on long-term planning and a wider range of crop choices, and that concerns raised include the costs of purchasing and holding assets and the difficulty of withdrawing from agricultural operations or downsizing. It became clear that more than half of the corporations have a positive opinion of the acquisition of farmland ownership by general corporations and that the corporations intending to acquire ownership were mostly medium-sized corporations in mountainous and hilly areas.

研究分野：憲法、農地法

キーワード：農地所有権取得 法人による農業参入 農地法改正 一般法人

1. 研究開始当初の背景

中山間地域における耕作放棄地の増加や担い手の減少は我が国の農業における深刻な課題である。企業による農業参入はその対策の一つであり、2009年の農地法改正により、一般法人による「解除条件付き農地貸借」が全国で自由化され、改正前は全国で311件だった一般法人の参入件数は2023年時点で4,121件にまで増加した。この改正では、一般法人による農地所有権の取得は容認されず、農地貸借による参入が増加するに留まった。

しかし、2016年9月、国家戦略特区制度によって兵庫県養父市における「法人農地取得事業」が開始され、同事業によって一般法人の農地所有権取得が全国で初めて認められた。2023年12月末時点で8法人が農地の所有権を取得している。この「法人農地取得事業」は2023年9月に構造改革特別区域法第24条にもとづく事業へと移行され、「特定法人による農地取得事業」に名称の変更がなされた。この事業名は一定の要件を満たす農地所有適格法人の資格を有しない法人に農地所有権の取得を認めることを示すものとなっている。加えて、根拠法の移行には要点が他に2つある。1点目は、養父市以外の自治体が、政令による指定を受けることなく、自身の発意によって同事業を活用することが可能となったことである。これにより、全国の自治体で一般法人による農地所有権取得が容認される可能性が生じることとなった。2点目は根拠法移行時の衆参附帯決議において、「令和九年三月末までに、その活用状況を踏まえ、制度の存廃も含めて在り方を検討すること」とされており、規制改革推進派や経済界の後押しを受けることにより、一般法人による農地所有権取得が数年のうちに全国で制度化される可能性があるということである。以上の2点を踏まえると、一般法人の農業参入の農地所有権取得に関して、参入法人や行政、参入先地域の農家や住民といった一般法人の農業参入に関わるそれぞれの視点から期待される効果や懸念される点を速やかに検証する必要がある。

2. 研究の目的

そこで本研究では、①一般法人による農地所有権取得に寄せられる期待および懸念、②現に農地貸借によって営農を行う一般法人は農地所有権取得の意向をどの程度有しているのか、以上の2点を明らかにすることを研究目的とした。なお、本研究においては、①については、農業参入法人からの視点に絞り検証を行うこととした。

3. 研究の方法

上記研究目的を達成するため、以下の調査を行った。

調査は、兵庫県養父市の市役所職員1名や内閣府の職員5名、養父市で実際に農地所有権を取得した一般法人2社、農地所有適格法人1社を対象にした聞き取り調査であり、調査に向けた予備調査にあたる。それぞれの選定根拠は、養父市役所職員は国内で唯一「特定法人による農地取得事業」を運用する自治体であるからであり、内閣府職員は国家戦略特区および構造改革特区を所管する行政機関であるからであり、一般法人は、現に養父市で所有権取得を行っているからであり、農地所有適格法人は、農地所有権を農地所有適格法人として取得している法人の意見も参考になると考えたからである。調査内容は養父市が国家戦略特区に指定され「法人農地取得事業」が開始されるまでの経緯、一般法人による農地所有権取得への期待および懸念である。

調査は農地貸借によって農業参入を行う一般法人に対するアンケート調査である。農林水産省や各地方の農政局等が公表している資料から104法人を選定した。調査内容は法人の農業事業の概要（農業に参入した年、本業の業種、営農を行う農地が所在する市町村、営農面積、主な作物）、「特定法人による農地取得事業」の認知状況と活用の意向について、調査で抽出した一般法人による農地所有権取得に期待および懸念される点の検証、一般法人による農地所有権取得への意向についてである。配布および回収時期は2024年10月～2025年1月、有効回答数は50で、回収率は48.1%であった。

4. 研究成果

(1) 調査（聞き取り調査）

期待される効果

一般法人による農地所有権取得に期待される効果について、聞き取り調査から以下の5つの点を抽出した。1点目は、貸借とは異なり農地の返還を求められることがないため、農地や農業に関連する設備への投資が行いやすくなることである。農地の所有権を取得することで法人がより長期的な計画に基づいた投資を行うことが可能となることが期待される。

2点目は、果樹等の農地を貸借する上では栽培しにくい作物の栽培に取り組みやすくなることである。農地に深く根を張る作物は農地を貸借している状態では栽培しにくく、所有権取得により法人の作物選択の幅が広がるのではないかという意見が養父市市役所職員から聴かれた。また、労働力や資本力といった家族経営農家にはない法人の利点を最大限に活かすことに繋がり、これまでにない農業の新たなモデルケースが誕生することも期待される。

3 点目は、農地の所有権を取得することで、農地貸借による参入よりも農業の担い手として地域に居着くことを強く示すことができることである。地域内の農地を購入することで農業に対する強い覚悟を表明し、地域の一員として農業に取り組むことをより強く示すことができると考えられる。

4 点目は、農地という固定資産を有することで、取引先との関係構築や与信基準の緩和がされやすくなることである。農地という担保を有することで、銀行や取引先との信頼関係の構築が行いやすくなることが期待される。

5 点目は、農地所有適格法人の要件を満たすことなく、農地所有権の取得ができることである。農地所有適格法人には農地法第二条第三項において法人の形態や事業、議決権、業務執行役員に関する要件が設けられており、これらの要件を満たすことが農地の所有権取得を望む一般法人にとって、一つの障壁となっている可能性がある。

以上の5点が一般法人による農地所有権取得に期待される効果として抽出された。これらの点について調査で検証を行った。

懸念される点

懸念される点に関しても同様に、以下の3点を抽出した。1 点目は農地の購入費が発生することである。当然ながら、所有権取得には賃貸借と比べて莫大な資金が必要となり、法人にとって所有権取得の際の大きな懸念となるだろう。

2 点目は、固定資産税が発生することである。賃貸借契約であれば農地にかかる固定資産税は農地の所有者が負担する。しかし、所有権を取得した場合、法人がその額を負担することになるため、懸念材料の1つであると考えられる。特に生産緑地を除く市街化区域内農地には高額な税金が課されることとなる。

3 点目は、農地を貸借する場合と比べ、営農規模の縮小が行いにくくなることである。農地貸借の場合、所有者に農地を返還することで営農規模を縮小することが可能だが、所有した状態では規模の縮小に多くの手間がかかると思われる。調査では養父市で所有権取得を行った法人1社から、営農規模の調整の際に苦労したとの意見が聴かれた。これら3点についても調査で検証を行った。

(2) 調査 (アンケート調査)

回答した法人の概要

アンケートに回答した法人50社を業種別に分類すると、農業関連業18社(36.0%)、建設業9社(18.0%)、食品関連業8社(16.0%)、障害福祉4社(8.0%)、製造業3社(6.0%)、その他8社(16.0%)であった。

次に、回答した法人の営農する農地が、農業地域類型区分に基づく「都市的地域」または「平地農業地域」に位置しているのか、もしくは「中間農業地域」と「山間農業地域」を合わせた「中山間地域」に位置しているのかを分類した。その結果、都市的地域または平地農業地域に位置する法人が28社(56.0%)、中山間地域に位置する法人が22社(44.0%)であった。

さらに、回答した法人をその営農規模をもとに小規模(1ha未満)、中規模(1ha以上-10ha未満)、大規模(10ha以上)に分類した。結果として、小規模は15社(30.0%)、中規模は19社(38.0%)、大規模は16社(32.0%)であった。

期待される点の検証

調査で抽出した一般法人による農地所有権取得に期待される5つの点について、「期待できる、やや期待できる、どちらともいえない、あまり期待できない、期待できない」の5段階で参入法人からの評価を検証した。

1 点目の「貸借とは異なり農地の返還を求められることがないため、農地や農業に関連する設備への投資が行いやすくなること」については、「期待できる」または「やや期待できる」と肯定的な回答をした法人(28社)が、「あまり期待できない」または「期待できない」と否定的な回答をした法人(9社)の約3倍となっており、参入法人は農地所有権の取得によって、より長期的かつ安定的な農業経営が可能となることに強く期待していることがわかった。

2 点目の「農地を貸借する上では栽培しにくい作物の栽培に取り組みやすくなること」については、肯定的な回答した法人(28社)が、否定的な回答をした法人(13社)に比べて多く、参入法人から高い評価を受けていることがわかる。また、果樹の栽培を行っている回答した法人11社のうち、8社がこの点を肯定的に評価していることから、法人の視点から、所有権取得によって作物選択の幅が広がることが期待されているといえるだろう。

3 点目の「農業の担い手として地域に居着くことを強く示すことができること」については、ここまで検証した2点に比べて評価が大きく分かれることはなかったが、肯定的に評価した法人がそうでない法人に比べて多く、所有権の取得による法人のイメージアップ効果が期待できると考えられる。

4 点目は「取引先との関係構築や与信基準の緩和がされやすくなること」については、これまでとは異なり否定的な評価が肯定的な評価を上回っており、農地を担保とした与信基準の緩和等はあまり期待されていないことがわかる。

最後に、「農地所有適格法人の要件を満たすことなく、農地所有権の取得ができること」につ

いては、肯定的な回答(28社)が多いことに加え、否定的な回答をした法人が合わせて6社と、他の点に比べても極端に少ない。このことから、ここまでみてきた5つの点の中でも最も評価が高く、農地所有適格法人の要件が一般法人にとって所有権取得に立ちふさがる大きな障壁となっていることが読み取れる。

また、アンケート内で参入法人に対して上記5点以外に期待できる効果を自由記述式で問うたところ、相対契約の際の手間が軽減されることという指摘が2社からあった。具体的には「賃貸で条件が合わない場合、購入という条件を提示することで交渉がスムーズになる可能性がある」や「各地権者の要望を満たすべく、細々とした動きから解放される」との記述があった。

懸念される点の検証

期待される点と同様、調査で抽出した3つの懸念される点について、「懸念される、やや懸念される、どちらともいえない、あまり懸念されない、懸念されない」の5段階で評価を検証した。

1点目の「農地の購入費が発生すること」については、全体のおよそ2/3の法人が「懸念される」もしくは「やや懸念される」と回答しており、高額な購入費の捻出は法人にとって重大な決断となることがわかる。

2点目の「固定資産税が発生すること」については、1点目と似た傾向を示し、固定資産税や購入費といった費用は参入法人にとって軽視することのできないほど高額であることが窺える。

最後に、「営農規模の縮小が行いにくくなること」については、「懸念される」もしくは「やや懸念される」と回答した法人が合わせて全体の8割を占めており、特に割合が高かった。この回答の理由として、「固定資産を有するのを避けた」という記述が多くみられた。利益の追及を理念とする法人にとって採算の取れない事業から撤退、もしくは事業を縮小することは普遍的な経営選択であり、農地の所有権を取得するところといった選択がとりにくいためと思われる。

自由記述で他に懸念されることとして農業経営から撤退しにくくなることという指摘が3社の法人からあり、これは検証を行った3点目と合わせて、法人は農地の所有権を取得したことにより自身の経営選択が不自由なものとなることを嫌う傾向にある。

(3) 「特定法人による農地取得事業」に対する法人の意識

事業の認知状況

「特定法人による農地取得事業」について、法人の認知状況を調査したところ、「知っている」と回答した法人は15社(30%)に留まり、「知らない」と回答した法人は35社(70%)という結果となった。この結果をみると、大半の参入法人が認知していないにも関わらず、制度の運用だけが進むという現場と行政のミスマッチが起きていることがわかる。

事業活用の意向

同事業が今後全国に展開された場合、この事業を利用して農地所有権の取得を行いたいと思うかどうかを「思う、やや思う、どちらともいえない、あまり思わない、思わない」の5段階で回答を得た。結果は、「あまり思わない」もしくは「思わない」と回答した法人(24社)が「思う」もしくは「やや思う」と回答した法人(17社)を上回り、所有権取得を望んでいない法人が多数派であった。

また、事業活用の意向を示した法人の傾向を調べると、営農地域と営農規模に傾向がみられた。営農地域別では、中山間地域で営農を行う法人ほど事業活用の意向を有していることがわかる。このような結果となった理由について、中山間地域の農地が比較的安価であること、また、中山間地域で営農を行う法人はより条件の良い農地をより長期間求めていることが考えられる。

次に営農規模の傾向をみると、中規模の営農を行う法人に比べて小規模または大規模営農を行う法人は所有権取得の意向を有している割合が少ないことがわかる。この理由として、小規模な営農を行う法人は、他の規模で営農を行う法人と比べて資本が少ないこと、そして、大規模な営農を行う法人はすでに貸借によって十分な営農面積を確保していることが考えられる。

以上の営農地域と規模の傾向から、中山間地域で中規模な営農を行う法人ほど農地所有権取得の意向を有していることがわかる。

(4) 一般法人による農地所有権取得の容認に対する評価

「一般法人による農地所有権取得を認めるべきだと思うか」という設問を設け、「思う、やや思う、どちらともいえない、あまり思わない、思わない」の5段階で回答を得た。肯定的な回答が28社(56.0%)、否定的な回答が4社(8.0%)であり、否定的な回答の少なさが目立つ。「望む法人には所有権取得をさせてもいいのではないか」という意識が読み取れる。

(5) まとめ

本研究では、一般法人による農地所有権取得に関して、参入法人の視点から、①寄せられる期待および懸念、②農地貸借によって参入している一般法人の農地所有権取得への意向を明らかにした。

期待される点としては、長期的な計画に基づく農業経営およびより幅の広い作物選択が可能になることや、農地所有適格法人の要件を満たす必要がなくなること、所有者との契約締結時の手間を削減できることが挙げられる。懸念される点としては、購入や資産保有による費用の発生、農業経営からの撤退や規模縮小を凶りにくくなることが挙げられた。

所有権の取得に関して、「特定法人による農地取得事業」を活用する意向のある法人は少数だったが、一般法人による農地所有権取得について、肯定的な意見を有する法人はアンケートに回答した法人のうち半数を超えており、参入法人の間でも、農地所有権取得による効果が十分に想定されていることが明らかとなった。また、所有権取得の意向を有する法人は中山間地域で営農を行う中規模(1.0ha以上10ha未満)の農地面積を有する法人に多かった。このことは、中山間地域の中規模法人の中には農地を購入して農業経営の基盤確保および規模拡大を望んでいる法人が多いことが考察される。

(6) 課題

今後の研究課題として以下に2点挙げる。

1 点目は、参入法人の視点のみではなく、行政や参入先地域の視点からも一般法人による農地所有権取得に関する分析を行うことである。それらを本研究と合わせ、多様な視点からの検証を行うことで、一般法人による農地所有権取得をより詳細に考察することができる。

2 点目は、外資による農地取得への対応策の検討である。近年の三条許可申請書および届出書の国籍明記や外資による取得を懸念した法案の提出等からも読み取れるように、外資による農地取得に対する懸念が拡大している。「特定法人による農地取得事業」の根拠法移行の際の附帯決議においても外資による農地取得に対し、速やかな検討および必要措置をとることが明記されており、一般法人による農地所有権取得と同様、農地制度の今後に大きく関わる重要な課題である。注意深く現状を観察し、対応策を講じていく必要があるだろう。

以上

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計17件（うち査読付論文 5件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 榎本弘行・上木康太郎	4. 巻 16
2. 論文標題 「生協産直における契約内容の決定プロセスに関する研究」	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 環境思想・教育研究	6. 最初と最後の頁 92-102
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 新里早映・中島 正裕	4. 巻 37
2. 論文標題 地域人材の育成に資する探究学習の授業設計と運営体制構築に向けた実装的研究	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 環境情報科学学術研究論文集	6. 最初と最後の頁 226-232
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.11492/ceispapers.ceis37.0_226	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐藤周平・竹本太郎	4. 巻 105-12
2. 論文標題 集落人口を対象にしたコーホート分析の可能性 新潟県上越市不動産地区における集落合併の要因	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 日本森林学会誌	6. 最初と最後の頁 345-356
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.4005/jjfs.105.345	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松村 眞・竹本太郎	4. 巻 76-6
2. 論文標題 新潟県上越市不動産地区における明治中期から昭和初期の民家 地方税制史と集落資料による建物台帳の分析	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 林業経済	6. 最初と最後の頁 1-18
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.19013/rinrin.76.6_1	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松村 蒼・竹本太郎	4. 巻 164
2. 論文標題 東京府と新潟県にみる建物台帳の作成目的：地方税制度および公証・登記制度に着目して	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 民俗建築	6. 最初と最後の頁 20-27
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中島正裕	4. 巻 なし
2. 論文標題 農村地域の集落活動の継承に向けた 実践的課題の抽出と大学の支援のあり方－慣習から“伝統のつくりかえ”への継承の転換プロセスに着目して	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 農村計画学会2022年度秋期大会、口頭発表（一般）	6. 最初と最後の頁 なし
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 治多伸介、服部俊宏、牧山正男、九鬼康彰、中島正裕、遠藤和子、堀畑正純	4. 巻 第90巻，第11号
2. 論文標題 農村計画および農村整備における科学・技術の発展と展望，水土の知	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 農業農村工学会誌	6. 最初と最後の頁 849-854
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐藤周平・土屋俊幸・竹本太郎	4. 巻 74-10
2. 論文標題 明治以降の市町村合併政策に対する合併未経験町村の対応：長野県南佐久郡北相木村と南相木村を事例にして	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 林業経済	6. 最初と最後の頁 2-21
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐藤周平・山下詠子・竹本太郎	4. 巻 68-2
2. 論文標題 新潟県上越市不動産地区における集落合併の要因：集落財政の収支に着目して	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 林業経済研究	6. 最初と最後の頁 1-16
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 竹本太郎・柴崎茂光・佐藤宣子	4. 巻 94
2. 論文標題 『林業遺産を地域振興に活かす～青森、徳島、福岡より』	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 森林科学	6. 最初と最後の頁 16-22
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐藤周平・山下詠子・竹本太郎	4. 巻 133-0
2. 論文標題 新潟県上越市不動産地区における集落合併の要因－人口分析による把握－	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 日本森林学会大会発表データベース	6. 最初と最後の頁 219
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 澤 佳成	4. 巻 第14号
2. 論文標題 「小農の権利が尊重されるべき理由を考える ハイチ共和国の歴史と現在の視点から」	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 環境思想・教育研究会編『環境思想・教育研究』	6. 最初と最後の頁 13-27
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 澤 佳成	4. 巻 第15章
2. 論文標題 「公的レイシズムとしての環境レイシズム 環境正義運動の示唆する社会変革への視座」	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 清原悠編『レイシズムを考える』	6. 最初と最後の頁 291-307
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 竹本 太郎, 柴崎 茂光, 佐藤 宣子	4. 巻 94
2. 論文標題 林業遺産座談会「林業遺産を地域振興に活かす」	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 森林科学	6. 最初と最後の頁 16-20
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐藤 周平, 土屋 俊幸, 竹本 太郎	4. 巻 74 (10)
2. 論文標題 明治以降の市町村合併政策に対する合併未経験町村の対応	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 林業経済	6. 最初と最後の頁 2-21
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 竹本太郎	4. 巻 -
2. 論文標題 「史料遺産「林政文庫」の保全と利用」	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 『林業遺産 保全と利用にむけて』	6. 最初と最後の頁 227-243
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 竹本太郎	4. 巻 67(1)
2. 論文標題 日本帝国における植民地森林官の思想と行動：齋藤音作の前半期の足跡から	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 林業経済研究	6. 最初と最後の頁 16-30
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計16件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 新里早映・中島 正裕
2. 発表標題 地域人材の育成に資する探究学習の授業設計と運営体制構築に向けた実証的研究
3. 学会等名 2023年度環境情報科学研究発表大会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 新里 早映, 青山 優菜, 中島 正裕
2. 発表標題 広域連携による次世代育成事業の運営実態の解明 コーディネーターの役割に着目して
3. 学会等名 農村計画学会2023年度秋期大会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 TAKEMOTO, Taro
2. 発表標題 Quantitative aspects of forest management and timber trade in the Japanese Empire
3. 学会等名 Association for East Asian Environmental History
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 竹本太郎
2. 発表標題 明治後期の北海道における林野所有区分の経緯：北海道国有林整理の綱領に着目して
3. 学会等名 林業経済学会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 松本滉成・竹本太郎
2. 発表標題 神奈川県相模原市青根地区および鳥屋地区における拡大造林の実態：所管と担い手に注目して
3. 学会等名 日本森林学会
4. 発表年 2024年

1. 発表者名 齋藤暖生・竹本太郎
2. 発表標題 神奈川県における太平洋戦争末期の松根油緊急増産
3. 学会等名 日本森林学会
4. 発表年 2024年

1. 発表者名 森口佐和子、藤森拓人、中島正裕
2. 発表標題 「水環境整備実施 30 年後の親水空間の多角的検証 滋賀県犬上郡甲良町を事例として」
3. 学会等名 農業農村工学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 田島玲・新里早映・中島正裕
2. 発表標題 「集落行事の継承に向けた役員の負担感形成過程の解明 - 滋賀県犬上郡甲良町を事例として - 」
3. 学会等名 農村計画学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 内山雄介・竹本太郎
2. 発表標題 山小屋による山岳自然公園内の登山道維持管理：南アルプス国立公園の場合
3. 学会等名 日本森林学会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 佐藤周平・山下詠子・竹本太郎
2. 発表標題 新潟県上越市不動地区における集落合併の要因 人口分析による把握
3. 学会等名 日本森林学会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 上木康太郎・榎本弘行
2. 発表標題 契約取引における持続可能な契約のあり方 - 埼玉産直センターを事例に -
3. 学会等名 令和2年度日本農業経営学会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 劉鶴烈、中島正裕、松尾茜
2. 発表標題 世界農業遺産地域における地域活性化の取り組みに関する報告 韓国の世界農業遺産地域を事例として
3. 学会等名 農業農村工学会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 渡邊 真由・小松 雅明・中島 正裕
2. 発表標題 都市農村交流事業の住民評価に関する研究 群馬県みなかみ町たくみの里における事業導入 30 年後の検証
3. 学会等名 農村計画学会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 竹本太郎
2. 発表標題 日本帝国における森林管理の量的把握
3. 学会等名 日本地理学会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 佐藤周平・山下詠子・竹本太郎
2. 発表標題 上越市不動産地区における集落合併の要因 - 集落財政「皆済勘定」の収支構造に着目して -
3. 学会等名 林業経済学会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 高橋美貴
2. 発表標題 隠岐の鮑からみた近世後期の俵物増産政策 「資源繁殖」の時代・前史
3. 学会等名 しまねの古代文化27
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計4件

1. 著者名 榎本弘行・李聡	4. 発行年 2024年
2. 出版社 自治体研究社	5. 総ページ数 228
3. 書名 「新型コロナウイルス感染予防のための学校一斉臨時休業と法」朝岡幸彦ら編 『感染症と教育 私たちは新型コロナから何を学んだのか』	

1. 著者名 榎本弘行・岩松真紀・朝岡幸彦・李聡	4. 発行年 2024年
2. 出版社 自治体研究社	5. 総ページ数 228
3. 書名 「これから感染症に教育はどう向き合うのか」朝岡幸彦ら編 『感染症と教育 私たちは新型コロナから何を学んだのか』	

1. 著者名 竹本太郎	4. 発行年 2023年
2. 出版社 日本林業調査会	5. 総ページ数 340
3. 書名 「市町村合併を免れた学校林の長期利用：南小国町学校林」志賀和人ら編 『地域森林管理の長期持続性』	

1. 著者名 澤 佳成	4. 発行年 2023年
2. 出版社 はるか書房	5. 総ページ数 268
3. 書名 開発と 農 の哲学 いのち と自由を基盤としたガバナンスへ	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	竹本 太郎 (Takemoto Taro) (10537434)	東京農工大学・(連合)農学研究科(研究院)・講師 (12605)	
研究分担者	中島 正裕 (Nakazima Masahiro) (80436675)	東京農工大学・(連合)農学研究科(研究院)・教授 (12605)	
研究分担者	高橋 美貴 (Takahashi Miki) (90282970)	東京農工大学・(連合)農学研究科(研究院)・教授 (12605)	
研究分担者	澤 佳成 (Sawa Yosinari) (70610632)	東京農工大学・(連合)農学研究科(研究院)・准教授 (12605)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------